

監 第 9 8 号

平成29年10月30日

南 陽 市 長 殿

南陽市議会議長 殿

南陽市監査委員 青 木 勲

南陽市監査委員 伊 藤 俊 美

定 例 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

- 1 監査の対象 中川児童館・吉野児童館・梨郷児童館
中川学童保育施設・吉野学童保育施設・梨郷学童保育施設
- 2 監査の期日 平成29年10月25日
- 3 監査執行者 監査委員 青 木 勲
監査委員 伊 藤 俊 美
- 4 監査の範囲 平成29年4月1日から平成29年8月末現在における財務事務及び
関連事務事業の執行状況
- 5 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員か
ら説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果 予算執行については計数上の誤りは認められず、事務事業の執行につ
いてもおおむね良好と認めた。